

【第21回大阪市大規模小売店舗立地審議会議事要旨】

日 時 平成17年4月11日(月)午後5時
場 所 大阪キャッスルホテル
出席委員 石原委員、平松委員、小谷委員、加藤委員、貫上委員
塚口委員、難波委員、檜谷委員、和久井委員

議 事

(1) 審議案件

大規模小売店舗立地法に基づく、以下の新設届出1件、店舗面積増加等届出1件、変更届出7件の計9件について審議を行った。

- ・ 「(仮称)茶屋町西地区市街地再開発ビル」[新設]
- ・ 「(仮称)フェスティバルゲート」[店舗面積増加等]
- ・ 「コノミヤ鳴野店」[変更:営業時間]
- ・ 「国際興業ビル(ライフ今里店)」[変更:営業時間]
- ・ 「旭大理石第2ビル」[変更:営業時間]
- ・ 「エバーグリーン住吉」[変更:営業時間]
- ・ 「ライフ豊里店」[変更:営業時間]
- ・ 「イズミヤ上新庄店」[変更:営業時間]
- ・ 「サカエ我孫子店」[変更:営業時間]

(2) 審議結果概要

「(仮称)茶屋町西地区市街地再開発ビル」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮をして店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・ 深夜営業に際しては、交通、騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるため、設置者は交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行の防止等において自主的な配慮に努めるよう要望する。

「(仮称)フェスティバルゲート」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・変更後においては、届出上の入店経路が大きく迂回して入店する経路になっている部分があることから、届出の内容が十分守られるよう当該経路の周知徹底に努める必要がある。
- ・駐輪場運営に当たっては、来店客の自転車が駐輪場以外の場所に駐輪されることのないよう十分配慮する必要がある。
- ・深夜営業に際しては、交通、騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるため、設置者は交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行の防止等において自主的な配慮に努めるよう要望する。

「コノミヤ鳴野店」、「国際興業ビル(ライフ今里店)」、
「旭大理石第2ビル」、「イズミヤ上新庄店」の4件

審議会としては届出内容が騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・変更後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮をして店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・深夜営業に際しては、交通、騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるため、設置者は交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行の防止等においても自主的な配慮に努めるよう要望する。

「エバーグリーン住吉」、「サカエ我孫子店」の2件

審議会としては届出内容が騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・変更後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮をして店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・深夜営業に際しては、交通、騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるため、設置者は交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行の防止等において自主的な配慮に努めるよう要望する。
- ・当該店舗は、駐車場を有していないので、深夜営業に際しては、店舗周辺

の違法駐車防止に努める必要がある。

「ライフ豊里店」

審議会としては届出内容が騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

・変更後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮をして店舗の維持・運営を行う必要がある。

【問い合わせ先】 大阪市経済局産業振興部商業振興課
(電話) 06 - 6208 - 8967